

年金基礎講座

テキスト

目 次

第 1 部 公的年金制度

第 1 章：公的年金の基本	2
---------------	---

第 2 部 老齢年金額

第 2 章：老齢基礎年金	8
--------------	---

第 3 章：老齢厚生年金	12
--------------	----

第 3 部 老齢年金実務

第 4 章：ねんきん定期便	22
---------------	----

第 5 章：繰上げ、繰下げ	27
---------------	----

第 6 章：在職老齢年金	30
--------------	----

第 4 部 その他年金制度

第 7 章：障害年金	37
------------	----

第 8 章：遺族年金	41
------------	----

第 9 章：マクロ経済スライド制度	46
-------------------	----

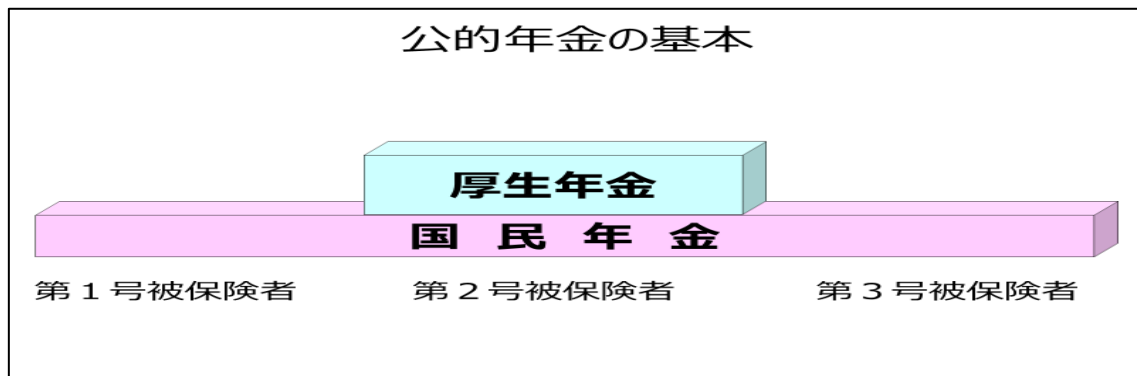
第 10 章：年金請求手続	47
---------------	----

第 1 部 公的年金制度

第 1 章 : 公的年金の基本

1. 被保険者

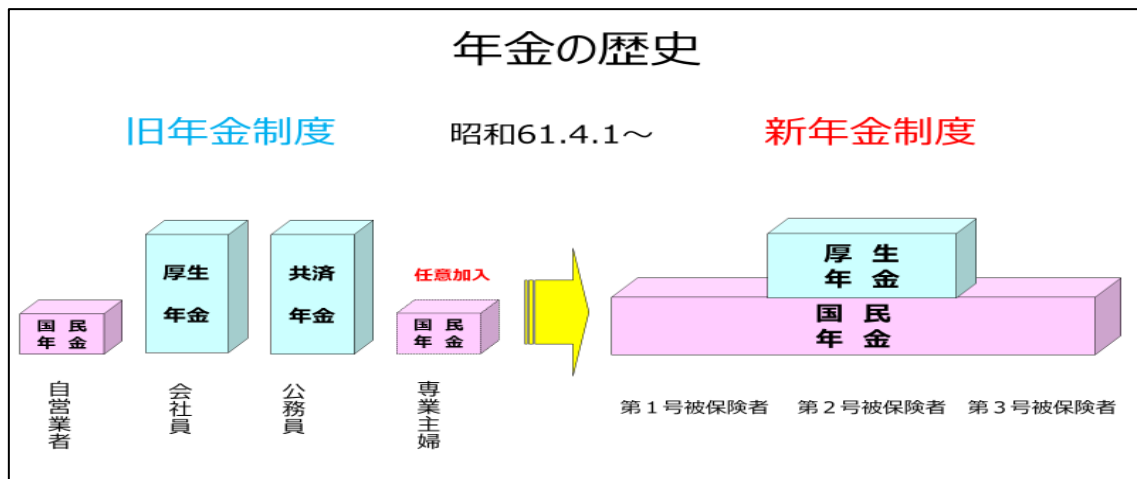
図1-①



(1) 被保険者区分

- ・第1号被保険者
…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満で、第2号被保険者、第3号被保険者以外の者【自営業者等】
- ・第2号被保険者
…厚生年金保険の加入者【会社員、公務員等】
- ・第3号被保険者
…第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の者【専業主婦等】
(被扶養の認定基準は年収130万円未満かつ被保険者の年収の1/2未満)

図1-②



(2) 保険料

① 第1号被保険者

国民年金の保険料は月額 16,540 円(令和2年度)。

毎月の保険料は翌月末までに納付しなければならず、納付期限から2年経過すると納められなくなる。

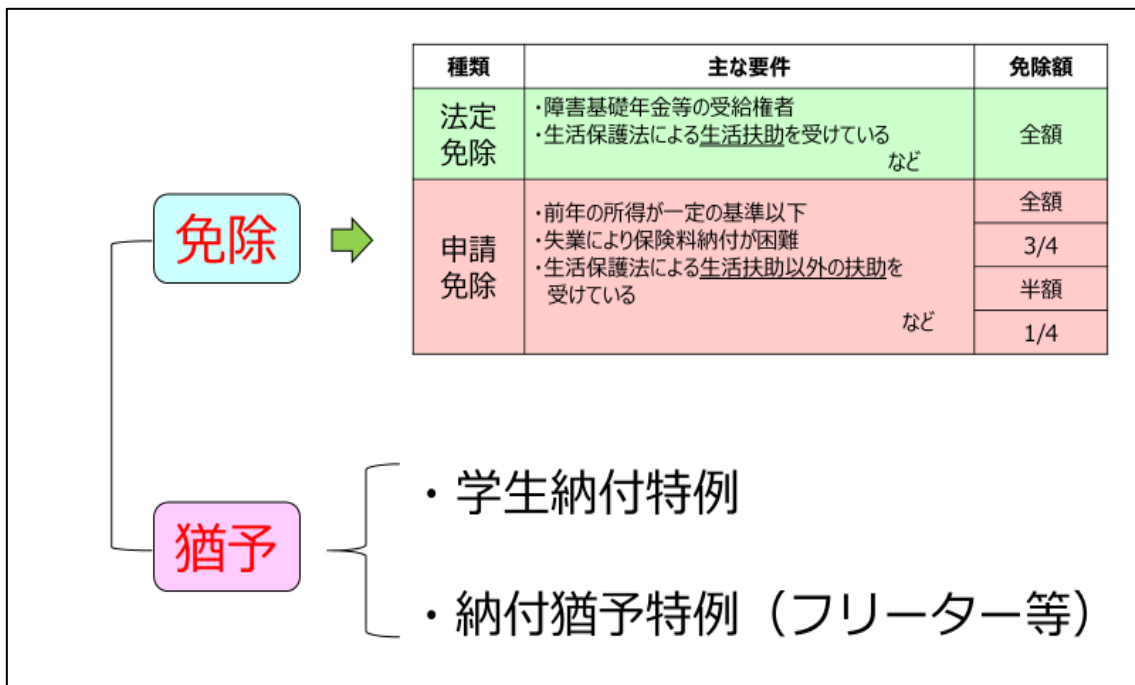
【保険料免除】

第1号被保険者の中には、収入が少ないなどの理由により保険料の納付が困難な者もいるため、保険料免除制度が設けられている。「法定免除」「申請免除」「学生等の保険料納付特例」「保険料納付猶予」がある。

法定免除期間と申請免除期間は、免除分を除いた保険料を納付すれば一部老齢基礎年金額に反映されるが、学生等納付特例、保険料納付猶予は追納しないと年金額には反映されない。

免除期間、猶予期間とも10年以内であれば保険料の追納が可能となっており、追納した期間は老齢基礎年金の年金額に満額反映される。

図1-③



【付加年金】

第1号被保険者は申し出て付加保険料を納めることにより、老齢基礎年金に上乗せして付加年金を受取ることができる。付加保険料は月額400円で、付加年金額は「200円×付加年金保険料納付月数」となり老齢基礎年金に上乗せされる。

老齢基礎年金を繰上げ請求した場合、同様に繰上げられ同率で減額される。老齢基礎年金の繰下げ申出をした場合も、同様に繰下げられ同率で増額される。

図1－④

付加年金

例：付加年金保険料を10年間納付

- ・支払保険料総額：
 $400\text{円} \times 10\text{年}(120\text{月}) = 48,000\text{円}$

- ・受取付加年金額：
 $200\text{円} \times 10\text{年}(120\text{月}) = 24,000\text{円}$
⇒65歳から毎年終身